



ストーマ用装具が必要な方へ

購入費用の一部を助成します

購入前に
申請が必要
です！

助成内容

■助成額

消化器系：12,600 円/月 尿路系：15,300 円/月を上限額とし、世帯の課税状況に応じて自己負担が生じます。(上限額を超えた額は全額ご負担いただきます。)

■自己負担額

生活保護世帯	見積額（基準額内）の 0%
市民税非課税世帯	見積額（基準額内）の 5%
市民税課税世帯	見積額（基準額内）の 10%

申請から助成までの流れ

■ストーマ造設が必要な方

身体障害者手帳の申請

(福祉課窓口で申請)

【お持ちいただく書類】

- ・かかりつけ医の診断書
- ・本人の顔写真(たて4cm×よこ3cm)



身体障害者手帳の交付

申請から約2か月で手帳が交付されます。
福祉課窓口へ受け取りにお越しください。



ストーマ用装具の支給申請

(福祉課窓口で申請)

【お持ちいただく書類】

- ・業者の見積書



助成額の決定

市から決定通知が送付されます。



装具の受け取りと自己負担額の支払い

業者から装具が納品されるので、自己負担分を業者に支払います。

■一時的にストーマ造設が必要な方

※令和7年6月に一時的ストーマ造設者への助成を開始しました。

ストーマ用装具の支給申請

(福祉課窓口で申請)

【お持ちいただく書類】

- ・業者の見積書
- ・ストーマ造設の有無と造設日のわかる「診断書」
又は「治療計画書」



問い合わせ先
鶴岡市
福祉課障害福祉係
電話 0235-35-1273